

無料プレゼントにつられ 高額商品を購入！？催眠商法

閉め切った会場に人を集め、日用品等をただ同然で配り雰囲気盛り上げた後、高額商品を来場者に販売する催眠商法のトラブルがあります。催眠商法での主な契約者は高齢者であり、孤独、判断能力の低下といった、高齢者特有の問題が関係しているため事態はさらに深刻です。

【事例1】

近所の空き店舗に新しく入った店で、食品等が安く売られており、健康について説明もしてくれるので、毎日のように通っていた。数日前、血管の話聞いた後、薬を飲むよりも血管がきれいになるとい健康食品を「今日が締め切り」などと勧められ、断り切れずに購入した。代金約13万円は高額すぎる。クーリング・オフしたい。

【事例2】

「商品の宣伝を聞いて無料で商品がもらえる」と知人に誘われ会場に出かけた。その後も無料の商品が欲しくて会場に通っていたら、私だけ販売員に呼び止められ、カーテンで仕切った小部屋で個別に勧誘され2ヶ月の間にムートン、磁気治療器など次々に勧められ購入した。断ったこともあったが、クーリング・オフできない商品もあると聞き解約は諦めていた。手元にあるお金だけでは足りずに、生命保険を解約し支払うと、その後家族に知られ返品するように言われた。商品全て返品するので返金してほしい。

【ひとこと助言】

- 無料の粗品配布等を目当てに出向いて、結局は高額な商品を契約してしまう催眠商法ですが、商品の勧誘を受けると、断ることが難しくなることがあるので安易に会場に近づかないことが第一です。
- 事業者から次々に商品の購入を勧められる中で、手元のお金では足りず生命保険を解約したり、借金をして支払う事案もあります。自分の支払い能力を超える金額の商品を購入すると、老後の生活が立ち行かなくなるなど、今後の生活に大きな影響を及ぼします。老後の資金を取り崩してまで購入が必要か考えましょう。
- また、特定商取引法において催眠商法は訪問販売にあたり、事業者は書面交付義務があります。書面を受け取った日を含め8日以内はクーリング・オフが適用され無条件で解約できます。また、日常生活に必要な量を著しく超える商品を購入させられた場合には、契約の取り消し等を申し出ることができます。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)
メール相談：shohi-sos@city.shibetsu.lg.jp

